

第1章

行動計画の策定にあたつて



第1章 行動計画の策定にあたって

1 行動計画策定の背景及び趣旨

国では、平成2年のいわゆる「1.57ショック」を契機に、出生率の低下と子どもの数が減少傾向にあることを「問題」として認識し、仕事と子育ての両立支援など子どもを生み育てやすい環境づくりに向けての対策の検討を始めました。

最初の具体的な計画として、平成6年に「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）が策定され、保育所の量的拡大をはじめとする多様な保育サービスの充実が図られました。

その後、平成11年に「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」（新エンゼルプラン）が策定され、保育サービスのみならず、雇用、母子保健・相談、教育等の事業も踏まえた幅広い内容となりました。

平成15年には、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から、地方自治体及び企業における10年間の集中的・計画的な取り組みを促進するため、「次世代育成支援対策推進法」（以下、「次世代法」という。）が制定され、地方自治体及び常時雇用する労働者数が300人を超える事業主に対して次世代育成支援のための行動計画の策定を義務づけました。

平成16年には、少子化の急速な進行は社会・経済の持続可能性を揺るがす危機的なものと真摯に受け止め、子どもが健康に育つ社会、子どもを生み、育てることに喜びを感じることのできる社会への転換を喫緊の課題とし、少子化の流れを変えるための施策に集中的に取り組むための「少子化社会対策大綱」がまとめられ、これに基づき「少子化社会対策大綱に基づく具体的実施計画」（子ども・子育て応援プラン）を策定し、様々な対策を実施してきました。

しかしながら、平成17年に初めて総人口が減少に転じ、出生数が106万人及び合計特殊出生率が1.26と、ともに過去最低を記録するという予想以上の少子化の進行がみされました。

こうした予想以上の少子化の進行に対処し、少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換を図るため、平成18年に「新しい少子化対策」を、平成19年に「子どもと家族を応援する日本」重点戦略が取りまとめました。

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略では、就労と出産・子育ての二者択一構造の解消には、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」とその社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を「車の両輪」として進めていく必要があるとされました。

「働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現」については、平成19年に「仕事と生活の調和憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が取りまとめられ、おおむね10年後における各主体の取り組みを推進するための社会全体の目標を設定し、「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」に向けては、地域や職場における次世代育成支援対策を推進するため、平成20年に児童福祉法及び次世代法が一部改正されました。

これらを受けて、平成22年に子供を生み育てるという希望の実現に向け、社会全体で子育てを支える「子ども・子育てビジョン」を策定しました。

一方、本県においては、復帰以降、出生数及び合計特殊出生率とも全国1位を維持しておりますが、全国と同様に少子化傾向がみられ、平成4年に合計特殊出生率が2.00を下回って以降も減少が続きました。このような状況を受け、本県においても、平成9年に国のエンゼルプランに基づき「おきなわ子どもプラン」を、平成14年に国の新エンゼルプランに基づき「新おきなわ子どもプラン」を、平成17年に国の子ども・子育て応援プランに基づき「おきなわ子ども・子育て応援プラン」（沖縄県

次世代育成支援行動計画。以下、「前期計画」という。) を策定し、子どもを生み育てやすい環境づくりを総合的に推進してきました。

しかし、少子化の傾向に歯止めがかからず、本県における平成15年から平成17年の合計特殊出生率が1.72と過去最低を記録しました。

少子化の流れに歯止めをかけるため、県では、国の方針に基づき、仕事と家庭の調和の推進のための施策の推進と包括的な次世代育成支援対策を構築する必要があると考えております。

加えて、本県においては、第2次世界大戦後のアメリカの統治時代に、義務教育という位置づけのもと、小学校に併設する形で1年保育のみを行う公立幼稚園が整備される一方、2~3年保育を行う幼稚園や保育所の整備が遅れた結果、保育所入所待機児童数が他県と比較して多い状況となっています。

また、公立幼稚園における午後の預かり保育実施園が約半数ということもあります、幼児の午後の居場所づくりとして、放課後児童クラブで幼稚園児を受け入れているという特殊事情を抱えています。

近年、貧困や格差の問題が指摘されている中、平成21年10月に厚生労働省がわが国の相対的貧困率とあわせて公表した17歳以下の子どもが低所得者の家庭で育てられている割合を示す子どもの貧困率は、平成18年で14.2%となっておりますが、沖縄県の場合、全国に比較して所得水準が低いことやひとり親家庭が多いことなどを勘案すると、本県の子どもの貧困率は全国平均を上回る状況にあるものと推測されます。

これらの諸情勢を踏まえ、前期計画で実施した次世代育成支援のための様々な施策を検証し、見直したうえで、次世代法に基づく本県の後期の行動計画を策定することにしました。

2 前期計画の評価と主な課題

前期計画では、「親子が心身共に健やかに成長できる 子育ち 親育ち 地域育ち」を基本理念に、優れた特性である豊かな自然環境などの社会資源を有効活用しながら、楽しく子育てができるまち、親が親として育ち、さらに子どもたちが、家族や友達・地域とのふれあいの中で明るくのびのび育つ、地域や職場が一体となって支えていくまちを目指し、「地域における子育ての支援」「母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進」「子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備」「子育てを支援する生活環境の整備」「職業生活と家庭生活との両立の推進」「子ども等の安全の確保」「要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進」「ひとり親家庭等の自立支援の推進」などの各種施策を展開してきました。

その結果、ファミリー・サポート・センターの設置や小中学校におけるスクールカウンセラーの設置、女性の育児休業取得率の向上など、一部の施策については充実化が図られるとともに、県と国、市町村及び関係機関との連携が進み、計画は一定の成果を収めたといえます。

しかし、経済情勢の変化等に伴う税収の減に伴い、限られた予算の範囲内で優先順位をつけて事業を実施した結果、地域子育て支援事業など目標達成に至っていない施策もあります。

加えて、本県の特殊事情である待機児童の解消のために、引き続き、保育所の定員の拡充、幼稚園における預かり保育事業の促進、放課後児童クラブの定員の拡充などに重点的に取り組む必要があります。

また、前期計画策定時点には盛り込まれていなかった、子どもの貧困への対応、社会的養護体制の充実や発達障害児への支援体制の充実などの新たな課題も発生しております。

これらの諸情勢を踏まえ、本行動計画では、課題解決に向けた次世代育成支援のための対策を設定し、推進していくことが必要であると考えております。

3 行動計画の性格・位置づけ

次世代法第9条第1項では、都道府県は、国が示す行動計画策定指針に即して、次世代育成支援対策の実施に関する都道府県行動計画を策定することになっており、県では、本計画を沖縄県の行動計画として位置づけます。

本計画は、福祉のみならず、保健、教育、労働、住宅、安全など県政の各分野にわたり、本県の次世代育成支援対策を推進するための具体的な項目や目標数値を明らかにした総合的な計画となっております。

策定にあたっては、「沖縄 21世紀ビジョン」や「沖縄振興計画」、「健やか親子おきなわ 2010」など沖縄県が策定した子育て支援に関する様々な計画との調和を図るとともに、沖縄振興計画に続く新たな計画の次世代育成支援対策分野における基本方針となるものです。

また、前期計画と同様、本計画は、児童福祉法第56条の9に基づく保育計画と母子及び寡婦福祉法第12条に基づく沖縄県母子家庭及び寡婦自立促進計画を含むものとします。

